

令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案 概要

趣旨

- 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、令和5年3月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金が支給される。
- また、令和4年度第2次補正予算に係る出産・子育て応援給付金と同様に、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の実効性をより高めるため、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から、令和5年度予算に係る出産・子育て応援給付金が支給される。
- これらの給付金については、その対象者自らが使用することができるよう差押えを禁止する等の必要がある。

※令和4年度第2次補正予算に係る出産・子育て応援給付金：～令和5年9月
令和5年度予算に係る出産・子育て応援給付金：令和5年10月～

一 差押禁止等・非課税の対象

- ① 令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金
- ② 令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金

二 差押禁止等

- ✓ 一に掲げる給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。
- ✓ 一に掲げる給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

三 非課税

租税その他の公課は、一に掲げる給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四 施行期日

公布の日から施行する。